

「第7期大野城市障がい福祉計画」 「第3期大野城市障がい児福祉計画」 【概要】

第1章 計画の策定にあたって

(1) 計画の策定の趣旨

- ・ 障害者総合支援法に規定する「市町村障害福祉計画」と児童福祉法に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定
- ・ 本計画は、障害福祉サービス・障害児通所支援等の提供体制の確保と円滑な実施のために定めるもの
- ・ つまり、計画期間中の市民のニーズを的確に見込み、それに応じたサービス提供体制を民間法人等と連携しながら、進めていくことについての計画

(2) 他計画との関係

- ・ 大野城市総合計画及び大野城市地域福祉計画を上位計画として策定

(3) 計画の期間

- ・ 令和6年度から令和8年度までの3年間

(4) 計画の構成

- ・ 計画内容の詳細は、国通知に定められており、基本的には、それに従って策定
- ・ 本市の判断で、任意で掲載している事項もあり。章ごとに整理すると次のとおり

	国通知に基づく内容	本市が任意で記載した内容
第1章 計画の策定にあたって	●	
第2章 障がい者の現状と前計画の総括		●
第3章 計画の基本的な考え方	●	
第4章 障害福祉サービスの活動指標	●	
第5章 地域生活支援事業の活動指標	●	
第6章 本市の独自事業の活動指標		●
第7章 障がい者虐待防止と障がい者差別解消		●
第8章 計画の進行管理	●	

(5) 計画策定の過程

年月日	策定経過
令和5年5月	市自立支援協議会（就労部会）において意見聴取
令和5年6月	市自立支援協議会（障がい児部会・就労部会）において意見聴取
令和5年7月	市自立支援協議会（全体会・就労部会）において意見聴取
令和5年9月	市自立支援協議会（全体会・就労部会）において意見聴取

第2章 障がい者の現状と前期計画の総括

(1) 障がい者の状況

- ・本市の障がい者手帳の交付者数は、令和4年度末時点で4,552人
- ・平成30年度と比較して、435人(10.6%)増加
- ・特に、知的障がい者(24.0%増)と精神障がい者(34.9%増)の伸びが顕著

(2) 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の振り返り

○成果目標の達成状況

- ・7項目の成果目標のうち、達成4項目、未達成3項目

項目	達成状況	目標値	実績値
①地域生活移行者数(令和2年度～5年度の累計)	未達成	5人	1人
②施設入所者数(令和5年度末時点)※1	未達成	73人	76人
③一般就労移行者数※2(令和5年度)	達成	7人	15人
④一般就労移行者数※3(令和5年度)	達成	7人	12人
⑤就労定着支援の利用率(令和5年度末時点)	未達成	70%	53%
⑥市内就労定着支援事業所の実績※4(令和5年度末時点)	達成	70%	100%
⑦地域生活支援拠点等の整備(令和5年度末時点)	達成	整備済	整備済

※1：施設入所者数の減少を目指しているため、目標値以下の数値になれば達成

※2：就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護を通じた移行者数

※3：就労移行支援を通じた移行者数

※4：就労定着率が80%以上の事業所が占める割合

第3章 計画の基本的な考え方

第4章 障害福祉サービスの活動指標

第5章 地域生活支援事業の活動指標

第6章 本市の独自事業の活動指標

(1) 成果目標等の内容

- ・国の基本指針を踏まえ、基本理念、成果目標を定め、それを達成するために活動指標を設定
- ・体系図は別紙のとおり

(2) 成果目標達成に向けた取組内容

- ・本市単独で対応すべき内容と、筑紫地区5市で対応すべき内容を適切に仕分け
- ・成果目標を達成するための取組は、第4章～第6章の活動指標だけではなく、自立支援協議会を通じた関係機関との取組等も必要であり、それについても計画上明記